大木町公告第92号

大木町美しく住みよい環境を創る条例（平成20年大木町条例第17号）第20条第３号の規定により、次のとおり放置車両を撤去し、保管しましたので、同条例第20条第４の規定により、公告します。

令和８年10月27日

大木町長　　広　松　栄　治

放置車両の撤去及び保管について

１　撤去の理由

大木町美しく住みよい環境を創る条例第20条第３号による

２　放置されていた場所、台数

八丁牟田駅　1台

大角地区　　2台

大溝駅　　4台

３　撤去年月日

令和８年10月14日

４　引取期間及び時間

公告をした日から起算して３月

午前9時より午後５時まで（土日祝日等の休日を除く）

５　保管場所

大木町役場　建設水道課　建築庶務係　０９４４－３２－１０６４

６　引取りのない場合の措置

大木町美しく住みよい環境を創る条例第20条第５号による